

第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定に向けて（参考）

国の方向性

廃棄物処理法に基づく方針(H22.12.20 公布)（抜粋）

～（略）～廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。

第三次循環基本計画(H25.5.31 閣議決定)の基本的方向性

～質にも着目した循環型社会の形成～(環境省概要資料抜粋)

- 1 リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築
- 2 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- 3 アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- 4 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- 5 エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- 6 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

廃棄物処理施設整備計画(H25.5.31 閣議決定)（抜粋）

1. 基本的理念

(1) 3Rの推進

～（略）～（できる限り適正な循環的利用を徹底し、適正な処分を確保・・・廃棄物処理法に基づく方針と同じ内容）廃棄物処理施設は、3Rの推進と併せて計画的に整備する必要がある。

(2) 強靱な一般廃棄物処理システムの確保

災害時等における処理体制の代替性及び多重性の確保の観点から、各施設が備えている能力を最大限発揮できるよう常時設備を整備しておく必要がある。

(3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

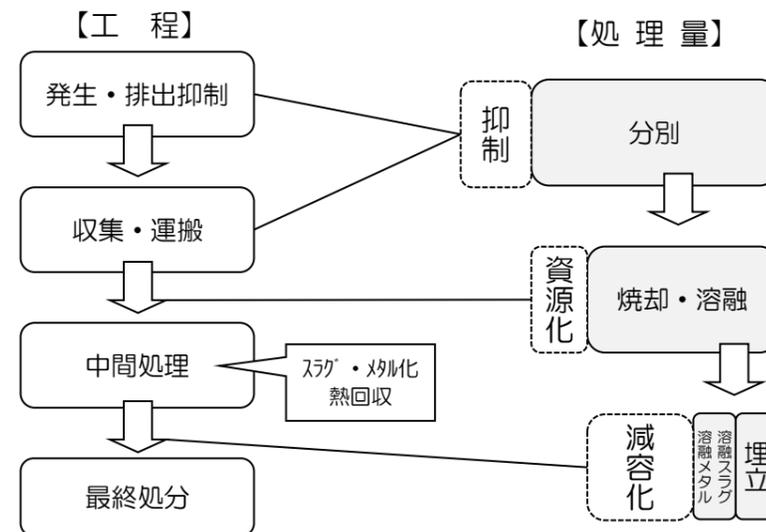
～（略）～

市の基本的な考え

廃棄物の減量その他その適正な処理

できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に廃棄物になったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収。いわゆる「適正な循環的利用」）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。

《イメージ》



目標設定例（ごみ処理基本計画策定指針等より）

- 計画期間：概ね10年間
 - ・5年間で見直し
 - ・単年度ごとの進捗管理
- 清掃工場搬入量
 - ・災害廃棄物処理を想定した強靱な施設整備計画
 - ・ごみ処理基本計画策定指針に基づく算定
- 最終処分量
 - ・清掃工場搬入量から算出

【参考：推定発生がれき（南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料より）】

- 南海・東南海地震 140万トン ⇒ 本市処理量 約6万5千トン/年
- 上町断層地震 1,120万トン ⇒ 本市処理量 約52万2千トン/年

循環型社会形成に向けた課題

1. ごみの減量化・資源化の推進

- (1) 4R運動の推進
 - ・4R運動の市民への浸透（特にリフューズ・リデュース・リユース行動への積極的取り組み）や取り組みの向上に向けた施策の推進
 - ・リフューズ行動の認知度を踏まえた国の3R運動との整合性
- (2) 家庭系ごみ対策
 - ・ライフスタイルの転換に向けた施策 ⇒ 集団回収の拡充 等
 - ・分別によるリサイクル率の向上 ⇒ 分別協力率の向上、収集体制の見直し 等
- (3) 事業系ごみ対策
 - ・ビジネススタイルの転換に向けた施策 ⇒ 大規模建築事業者指導の強化（適正処理及び資源化ルートのご案内）、オフィス町内会の可能性、紙ごみの焼却禁止 等
- (4) 新たな減量化・資源化施策の実施
 - ・省コストで効果的な減量化・資源化施策の実施 ⇒ 現在の減量化・資源化施策や政令他市の取り組み事例から弱点を克服できる新たな施策の立案・実施 等

2. 中間処理施設のあり方

- (1) 4Rの推進と併せた計画的な整備計画の策定
 - ⇒ 老朽化したリサイクル施設の更新を見据えた整備計画の策定
- (2) 稼働年数の経過に伴う処理能力低下やリスク等への対応力確保
- (3) 災害廃棄物処理を踏まえた強靱な施設整備と整合した計画の策定

3. 最終処分のあり方

- (1) 臨海工場から生成する溶融スラグ・溶融メタルの資源化による最終処分量の低減